

全国健康保険協会船員保険協議会（第 73 回）議事録

日時：令和 8 年 9 月 1 0 日（木）～令和 8 年 9 月 1 8 日（金）

委員：菊池委員長、金岡委員、関委員、高橋委員、立川委員、田中委員、中出委員、
春名委員、平岡委員、松本委員、村方委員、渡邊委員（五十音順）

令和 8 年 1 0 月 1 日より、社会保険診療報酬支払基金が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」へ名称変更されることに伴い、以下のとおり、全国健康保険協会運営規則の一部を変更する必要が生じた。

全国健康保険協会運営規則の変更については、船員保険法第 7 条の規定により、船員保険協議会にて意見を聴取し、その意見を尊重しなければならないとされている。

この度の運営規則の一部変更は社会保険診療報酬支払基金の名称変更に係る部分のみの軽微なものであることから、書面審議により船員保険協議会を開催した。

【全国健康保険協会運営規則（改正部分のみ）】

＜現行＞ 第 3 章 船員保険業務

（社会保険診療報酬支払基金との契約）

第 1 1 条 協会は、社会保険診療報酬支払基金との契約により、船保法第 5 8 条第 1 項に基づく審査及び支払の事務を委託することができる。

＜変更案＞ 第 3 章 船員保険業務

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構との契約）

第 1 1 条 協会は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構との契約により、船保法第 5 8 条第 1 項に基づく審査及び支払の事務を委託することができる。

附 則

この運営規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

〔議題〕

1. 全国健康保険協会運営規則の変更について

本議題について意見を聴取した結果、以下のとおり了承された。

○意見なし（了承） 1 2 人 、 意見あり 0 人